

# 秋田市公報

# あきた

第1171号

令和4年06月10日

秋田市山王一丁目1番1号  
発行所 秋田市総務部文書法制課  
電話 018-888-5427

## 目次

### 規則

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則	人事課（第15号）	4
秋田市児童手当の支払日等に関する規則の一部を改正する規則	子ども総務課（第16号）	5
秋田市民交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則	駅東サービスセンター（第17号）	6

### 教委規則

秋田市立秋田商業高等学校学則等の一部を改正する規則	教育委員会総務課（第1号）	7
---------------------------	---------------	---

### 訓令

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令	人事課（第3号）	8
---------------------	----------	---

### 告示

災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定の取消しについて	防災安全対策課（第140号）	9
災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定について	防災安全対策課（第141号）	10
指定居宅サービス事業者および指定居宅介護支援事業者の廃止について	介護保険課（第142号）	11
指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について	介護保険課（第143号）	12
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第144号）	13
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第145号）	14
指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止について	介護保険課（第146号）	15
令和4年度固定資産税納税通知書の公示送達について	資産税課（第147号）	16

国民健康保険税督促状の公示送達について	国保年金課収納推進室（第148号）	17
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和4年 賦課年度令和3年）の公示送達について	国保年金課（第149号）	18
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について	障がい福祉課（第150号）	19
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について	障がい福祉課（第151号）	20
粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について	環境都市推進課（第152号）	21
指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について	介護保険課（第153号）	22
指定居宅介護支援事業者の廃止について	介護保険課（第154号）	23
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第155号）	24
自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について	交通政策課（第156号）	25
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第157号）	27
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について	障がい福祉課（第158号）	28
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について	障がい福祉課（第159号）	29
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について	障がい福祉課（第160号）	30
令和3年度第7期、8期および13期後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について	後期高齢医療課（第161号）	31
秋田市議会定例会の招集について	総務課（第162号）	32
特定計量器定期検査手数料の徴収事務の委託について	市民相談センター（第163号）	33
出納員および現金取扱員の委任等について	会計課（第164号）	34
医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定、変更および廃止について	保護第一課（第165号）	36
介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、休止および廃止について	保護第一課（第166号）	37
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第167号）	39
秋田市職員録の販売および販売に係る収入金の徴収事務の委託について	人事課（第168号）	40
<b>教委告示</b>		
教育委員会定例会の招集について	教育委員会総務課（第7号）	41
<b>農委告示</b>		
農業委員会総会の招集について	農業委員会事務局（第5号）	42

## 監査委告示

包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所ならびに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間について	監査委員事務局（第1号）	43
--	--------------	----

## 上下水道局告示

指定排水設備工事業者の廃止について	上下水道局給排水課（第8号）	44
指定給水装置工事業者の廃止について	上下水道局給排水課（第9号）	45

## 消防本部告示

指定催しの指定について	消防本部予防課（第1号）	46
指定催しの指定について	消防本部予防課（第2号）	47

## 公告

建築基準法による意見の聴取について	建築指導課	48
経営管理権集積計画の縦覧について	農地森林整備課	49
大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について	商工貿易振興課	50
経営管理権集積計画の取消しについて	農地森林整備課	52
認可地縁団体が所有する不動産の所有権移転登記について	生活総務課	53
秋田農業振興地域整備計画の変更について	農業農村振興課	55
秋田市都市計画道路網見直し検討業務委託の公募型プロポーザルの実施について	都市計画課	56
秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理審議会の委員の選挙期日および選挙人名簿について	秋田駅東地区土地区画整理工 事事務所	60
農用地利用集積計画の策定について	農業農村振興課	61
あきた芸術劇場の利用料金の承認について	企画調整課	62

## 上下水道局公告

受益者負担金の賦課対象区域について	上下水道局下水道整備課	82
受益者分担金の賦課対象区域について	上下水道局下水道整備課	83

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 5 月 24 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第15号

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市行政組織規則（昭和56年秋田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第24条の13」を「第24条の12」に改める。

第10条企画調整課の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第17号までを1号ずつ繰り上げる。

第11条文化振興課の項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) あきた芸術劇場に関すること。

第24条の11を削り、第24条の12を第24条の11とし、第24条の13を第24条の12とする。

第47条第1項の表第10号および第12号ならびに同条第2項の表第9号の2中「、文化会館」を削る。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第10条および第11条の改正規定は、同年6月1日から施行する。

秋田市児童手当の支払日等に関する規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

令和4年5月24日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第16号

秋田市児童手当の支払日等に関する規則の一部を改正する規則  
秋田市児童手当の支払日等に関する規則（平成16年秋田市規則第51号）  
の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「附則第2条第3項」を「附則第2条第4項」に改める。

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

秋田市民交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月24日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市規則第17号

秋田市民交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市民交流プラザ条例施行規則（平成16年秋田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の表駅東サービスセンターの項を次のように改める。

駅東サービスセンター	午前9時から午後5時 15分まで	日曜日、土曜日、休日 および12月29日から翌 年の1月3日までの日
------------	---------------------	--

第2条の表の備考を次のように改める。

備考 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

秋田市立秋田商業高等学校学則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月26日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

秋田市教委規則第1号

秋田市立秋田商業高等学校学則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「保護者」の次に「（未成年の生徒については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者を、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）」を加える。

- (1) 秋田市立秋田商業高等学校学則（平成3年秋田市教委規則第8号）  
第12条第1項
- (2) 秋田公立美術大学附属高等学院学則（平成3年秋田市教委規則第10号）  
第10条第1項
- (3) 秋田市立御所野学院高等学校学則（平成29年秋田市教委規則第4号）  
第12条第1項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市訓令第3号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年5月24日

秋田市長 穂 積 志

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市事務決裁規程（昭和35年秋田市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第11条文化振興課長専決事項の項に次の1号を加える。

(2) あきた芸術劇場の管理に関する事。

第11条文化会館事務長専決事項の項を削る。

附 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第11条文化振興課長専決事項の項に1号を加える改正規定は、同年6月1日から施行する。



秋田市告示第140号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の6第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所の指定を次のとおり取り消したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年5月9日

秋田市長 穂 積 志

指定緊急避難場所

名称	コスモ工機株式会社秋田工場敷地
所在地	秋田市下浜羽川字五郎池126番地2
対象	津波
収容人数	3,900人

秋田市告示第141号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年5月9日

秋田市長 穂 積 志

指定緊急避難場所

- 1 名称           コスモ工機株式会社秋田工場敷地  
所在地       秋田市下浜羽川字五郎池126番地2  
対象           津波  
収容人数   3,332人
- 2 名称           仁井田地区コミュニティセンター  
所在地       秋田市仁井田本町四丁目5番20号  
対象           崖崩れ、土石流及び地滑り、地震  
収容人数   99人

秋田市告示第142号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項および第82条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定により告示する。

令和4年5月9日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
柿崎ケア システム 株式会社	ゆい訪問介 護事業所	秋田市土崎港東一 丁目2番8号	令和4年4月30日	訪問介護
柿崎ケア システム 株式会社	ゆい居宅介 護支援事業 所	秋田市土崎港東一 丁目2番8号	令和4年4月30日	居宅介護 支援

秋田市告示第143号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

令和4年5月9日

秋田市長 穂積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
株式会社 グッドラック センター プライズ	居宅・訪問 介護ステー ションホ ットらつく	秋田市土崎港南 三丁目9番30号	令和4年5月1日	訪問介護
豊興産株式 会社	らいく 訪 問看護ステ ーション	秋田市新屋扇 町12番49号	令和4年5月1日	訪問看護、 介護予防 訪問看護

秋田市告示第144号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和4年5月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
旭町町内会
- 2 認可年月日  
平成9年8月8日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名および住所  
変更前 古 里 正 昭  
秋田市金足小泉字潟向17番地32  
変更後 石 川 繁  
秋田市金足追分字海老穴224番地32
- 4 変更年月日  
令和4年4月18日
- 5 変更の理由  
役員改選による

秋田市告示第145号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和4年5月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
瑞穂町内会
- 2 認可年月日  
平成8年10月18日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名および住所  
変更前 山 本 久 雄  
秋田市仁井田栄町12番16号  
変更後 加 藤 富士子  
秋田市仁井田栄町13番1号
- 4 変更年月日  
令和4年4月10日
- 5 変更の理由  
役員改選による

秋田市告示第146号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項および第115条の15第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

令和4年5月12日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
有限会社 ライフ・ワ ーク	小規模多機 能型居宅介 護事業所た んせえ	秋田市土崎港北 一丁目13番37号	令和4年4月30日	小規模多機 能型居宅介 護、介護予 防小規模多 機能型居宅 介護

秋田市告示第147号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該納税通知書は企画財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年5月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受ける者の住所および氏名  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
令和4年度固定資産税納税通知書



秋田市告示第148号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年5月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別  
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第149号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けようとする者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年5月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けようとする者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和4年 賦課年度令和3年）

秋田市告示第150号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

令和4年5月13日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：訪問看護

指定 番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	更新年月日
5	彩の風訪問看護 ステーション	秋田市川尻上野町 1番56号	株式会社彩の風 代表取締役 田 畑 美 雪	令和4年 7月1日

秋田市告示第151号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和4年5月13日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：訪問看護

指定 番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
13	らいく訪問看護 ステーション	秋田市新屋扇町 12番49号	豊興産株式会社 代表取締役社長 石 黒 慎	令和4年 6月1日

秋田市告示第152号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

令和4年5月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 売りさばき人の指定を受けた者  
住所 秋田市卸町三丁目1番2号  
名称 セブン-イレブン秋田卸町3丁目店  
氏名 佐 藤 明
- 2 売りさばき所の所在地  
秋田市卸町三丁目1番2号
- 3 売りさばき所の名称  
セブン-イレブン秋田卸町3丁目店

秋田市告示第153号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

令和4年5月17日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
合同会社 AddCare	ごてんまり Z訪問看護 ステーション	秋田市御所野 湯本二丁目1 番2号 秋田 物流センター A棟A-2	令和4年5月15日	訪問看護、 介護予防 訪問看護

秋田市告示第154号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定により告示する。

令和4年5月17日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
社会福祉 法人横手 福寿会	ラ・ボア・ラ クテ居宅介 護支援セン ター	秋田市手形字西 谷地1番地2	令和4年5月15日	居宅介護支 援

秋田市告示第155号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和4年5月17日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

椿川自治会

2 認可年月日

平成16年11月9日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名および住所

変更前 佐 藤 光 美

秋田市雄和椿川字館ノ下18番地1

変更後 工 藤 和 弘

秋田市雄和椿川字袖ノ沢48番地8

4 変更年月日

令和4年1月30日

5 変更の理由

役員改選による



秋田市告示第156号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和4年5月18日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 4台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和4年4月1日から同月30日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）  
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和4年5月18日から同年11月18日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

### 3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

### 4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第157号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和4年5月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
浦山町内会
- 2 認可年月日  
平成28年1月19日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名および住所  
変更前 渡 辺 肇  
秋田市金足浦山字浦山81番地  
変更後 伊 藤 吉 治  
秋田市金足浦山字浦山1番地
- 4 変更年月日  
令和4年1月30日
- 5 変更の理由  
役員改選による

秋田市告示第158号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和4年5月23日

秋田市長 穂積 志

担当する医療の種類：訪問看護

指定番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
14	ごてんまりZ 訪問看護ステーション	秋田市御所野湯本 二丁目1番2号 秋田物流センター A-2	合同会社AddCare 代表社員 藤 沢 武 秀	令和4年 6月1日

秋田市告示第159号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

令和4年5月23日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称	所在地	更新年月日
150	佐野薬局下新城店	秋田市下新城長岡字毛無谷地 264番地3	令和4年 6月1日

秋田市告示第160号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

令和4年5月23日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称	所在地	更新年月日
149	中央薬局将軍野店	秋田市将軍野青山町3番16号	令和4年 6月1日

秋田市告示第161号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年5月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
令和3年度第7期、8期および13期後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第162号

令和4年6月2日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

令和4年5月26日

秋田市長 穂 積 志



秋田市告示第163号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、特定計量器定期検査手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年5月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の所在地および氏名  
秋田市川尻若葉町1番5号  
一般社団法人 秋田県計量協会  
会長 森 洋
- 2 委託契約期間  
令和4年6月1日から同年12月28日まで

秋田市告示第164号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

令和4年5月27日

秋田市長 穂 積 志

課所室名	委任事務
学事課	学校給食費、入札保証金および就学援助費返納金の収納に関する事務

## 秋田市告示第165号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年5月27日

秋田市長 穂積 志

### 1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
リンデンバウム訪問看護ステーション	秋田市泉菅野二丁目17番11号	令和4年4月1日

### 2 変更

事業所名称	所在地	変更年月日
旧 ポプラ薬局	秋田市中通四丁目1番40号	令和4年4月1日
新 池田薬局 ポプラ店		

### 3 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
さくらいわま薬局	秋田市横森三丁目11番60号	令和4年3月31日
仲小路皮ふ科医院	秋田市中通一丁目3番43号	令和4年4月20日

## 秋田市告示第166号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、休止および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年5月27日

秋田市長 穂積 志

### 1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
リンデンバウム訪問看護ステーション	秋田市泉菅野二丁目17番11号	令和4年4月1日
ふれ愛の里訪問リハビリテーション	秋田市豊岩小山字中山216番地27	令和4年4月1日
山王胃腸科	秋田市山王二丁目1番49号	令和4年3月1日
イオン薬局御所野店	秋田市御所野地蔵田一丁目1番1号	令和4年4月1日
居宅・訪問介護ステーション ホットらっく	秋田市土崎港南三丁目9番30号	令和4年5月1日
らいく 訪問看護ステーション	秋田市新屋扇町12番49号	令和4年5月1日

### 2 休止

事業所名称	所在地	休止年月日
ねこの手ケアプランセンター	秋田市山王六丁目1番13号 山王プレスビル8階	令和4年3月31日

デイサービス さるびあ	秋田市御所野元町一丁目1番16号	令和4年3月31日
訪問看護ステーションつばめ	秋田市仁井田本町六丁目2番8号 レジデンス関B棟101号室	令和4年4月30日
居宅・訪問介護ステーション ホットらっく	秋田市土崎港南三丁目9番30号	令和4年4月12日

### 3 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
居宅介護支援事業所 さるびあ	秋田市御所野元町一丁目1番16号	令和4年3月31日
ラ・ボア・ラクテ居宅介護支援センター	秋田市手形字西谷地1番地2	令和4年5月15日
孫子老ケアプランセンター	秋田市新屋天秤野6番12号	令和4年3月31日
ゆい居宅介護支援事業所	秋田市土崎港東一丁目2番8号	令和4年4月30日
ゆい訪問介護事業所	秋田市土崎港東一丁目2番8号	令和4年4月30日
小規模多機能型居宅介護ヴェル	秋田市新屋松美町13番12号	令和4年5月31日
小規模多機能型居宅介護事業所 たんせえ	秋田市土崎港北一丁目13番37号	令和4年4月30日

秋田市告示第167号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和4年5月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
肴町町内会
- 2 認可年月日  
平成8年3月15日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名および住所  
変更前 青 木 茂  
秋田市土崎港中央三丁目11番29号  
変更後 佐 川 日奈子  
秋田市土崎港中央三丁目10番17号
- 4 変更年月日  
令和4年4月10日
- 5 変更の理由  
役員改選による

秋田市告示第168号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市職員録の販売および販売に係る収入金の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年5月31日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

住 所	氏 名	販売業務委託期間
秋田市山王一丁目 1番1号	ローソン秋田市役所店 天 野 陽 子	令和4年5月31日から 令和5年2月28日まで



秋田市教委告示第7号

令和4年5月26日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和4年5月20日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

付議案件

- 1 秋田市立秋田商業高等学校学則等の一部を改正する件
- 2 秋田市社会教育委員の委嘱に関する件

秋田市農委告示第5号

令和4年5月18日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和4年5月11日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 3 農用地利用集積計画（令和4年度第2号）に関する件
- 4 農地法第5条許可の事業計画変更申請に関する件

秋田市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、  
包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所ならびに当該  
監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間  
を次のとおり告示する。

令和4年5月31日

秋田市監査委員 島 崎 正 実

秋田市監査委員 高 井 宏 司

秋田市監査委員 菅 原 琢 哉

秋田市監査委員 三 浦 清

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所

須 賀 豊 彦

千葉県松戸市下矢切350番地の12

守 泉 誠

東京都世田谷区成城八丁目15番7号 成城キャッスルI-107

加 藤 聡

東京都世田谷区喜多見八丁目17番13号 カーサビアンカ301

鈴木 崇 大

青森県弘前市大字城南五丁目3番地21

2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和4年6月1日から令和5年3月31日まで

秋田市上下水道局告示第8号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき秋田市指定排水設備工事業者の廃止を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

令和4年5月9日

秋田市上下水道事業管理者 工藤喜根男

業者名	代表者	所在地	廃止年月日
小野産業株式会社	小野千春	南秋田郡八郎潟町字 大道9番地	令和4年3月31日

秋田市上下水道局告示第9号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第4号の規定により告示する。

令和4年5月13日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	廃止年月日
有限会社佐藤設備工業	佐藤 征一	大仙市藤木字東八圭96番地2	令和4年4月24日

秋田市消防本部告示第1号

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）第50条の2第1項の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年5月12日

秋田市消防長 工藤琢磨

記

催しの開催場所	竿燈大通り周辺、秋田市役所市民の広場および産業会館跡地
催しの名称	秋田竿燈まつり
催しの開催期間	令和4年8月2日(火) 前夜祭 令和4年8月3日(水)から同月6日(土)まで

秋田市消防本部告示第2号

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）第50条の2第1項の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年5月31日

秋田市消防長 工藤琢磨

記

催しの開催場所	本町通り、中央通りおよび土崎神明社周辺
催しの名称	土崎港曳山まつり
催しの開催期間	令和4年7月20日(水)および同月21日(木)

## 秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行うので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

令和4年5月2日

特定行政庁

秋田市長 穂 積 志

1 意見聴取の日時 令和4年5月13日（金）午後2時30分

2 意見聴取の場所 秋田市山王七丁目3番1号

秋田市文化会館 4階 第2会議室

3 意見の聴取をしようとする事項

建築基準法第48条第13項ただし書の規定により、工業専用地域内において、原則、建築してはならない建築物の用途への用途変更を許可することについて

4 建築計画の概要

(1) 建築物の主要用途 寄宿舍

(2) 建築物の位置 秋田市八橋字下八橋191-29の一部

(3) 構造および規模 鉄骨造 2階建て

(4) 敷地面積 502.83㎡

(5) 延べ面積 150.41㎡

5 申請者の住所および氏名

秋田市八橋字下八橋191-29の一部

秋田ファイブワン工業株式会社

代表取締役社長 佐 賀 善 廣



## 秋田市公告

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和4年5月9日

秋田市長 穂 積 志

### 記

- 1 経営権利権集積計画の対象森林  
別紙（省略）のとおり
- 2 縦覧場所  
秋田市産業振興部農地森林整備課  
秋田市のホームページ  
(<https://www.city.akita.lg.jp/igyousyosha/norinsuisangyo/1033112.html>)
- 3 本公告により、秋田市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

## 秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和4年5月17日

秋田市長 穂 積 志

### 1 届出事項の概要

#### (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所

名 称 イオンモール株式会社

代表取締役 岩 村 康 次

住 所 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1

#### (2) 大規模小売店舗の名称および所在地

名 称 イオンモール秋田

所在地 秋田市御所野地藏田一丁目1番1

#### (3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり

#### (4) 変更年月日

令和 4 年 5 月 1 日

(5) 変更理由

リニューアルによるテナント入替えのため

2 届出年月日

令和 4 年 5 月 10 日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和 4 年 5 月 17 日から同年 9 月 20 日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

## 秋田市公告

令和4年1月25日および令和4年3月3日に、下記森林に関して定めた  
経営管理権集積計画を取り消したため、森林経営管理法（平成30年法律第  
35号）第9条第1項の規定により公告する。

令和4年5月18日

秋田市長 穂 積 志

### 記

- 1 経営権利権集積計画を取り消した森林  
別紙（省略）のとおり
- 2 経営権利権集積計画を取り消した理由  
森林所有者からの申出による

## 秋田市公告

令和4年2月21日付けで認可地縁団体である荒巻町内会から地方自治法（昭和22年法律第67条）第260条の38第1項の規定に基づき、所有する不動産について所有権の移転登記に係る公告の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和4年5月20日

秋田市長 穂 積 志

### 1 名称

荒巻町内会

### 2 区域

秋田市上北手荒巻字荒巻、上北手荒巻字塚切、上北手荒巻字前田、上北手荒巻字割田、上北手荒巻字鳥越および上北手百崎字石川34番地

### 3 主たる事務所

秋田市上北手荒巻字前田138番地

### 4 申請不動産に関する事項

#### (1) 土地

種 類	面 積	所 在 地
田	72㎡	秋田市上北手荒巻字向谷地97番1
田	932㎡	秋田市上北手荒巻字向谷地129番1

#### (2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称および住所

##### ア 氏名

別紙（省略）のとおり

##### イ 住所

別紙（省略）のとおり

### 5 申請事項に関し異議を述べることができる者

申請不動産の表題部所有者、所有権の登記名義人もしくはその相続人

又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べることができる期間

令和4年5月20日から同年8月20日まで

7 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29条）第22条の3第2項の規定による申出書および関係書類を秋田市市民生活部生活総務課に提出することによる

## 秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

令和4年5月23日

秋田市長 穂 積 志

### 1 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

### 2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

## 秋田市公告

秋田市都市計画道路網見直し検討業務委託について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和4年5月23日

秋田市長 穂 積 志

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

秋田市都市計画道路網見直し検討業務委託

#### (2) 業務内容

長期間にわたり未着手となっている都市計画道路について、その必要性・実現性を改めて検証し、都市計画道路の存続、変更又は廃止の方針を決定するまでの業務を委託するものである。

#### (3) 業務期間

契約締結日から令和5年3月24日まで

#### (4) 業務規模

本業務の参考業務規模は、8,294,000円（消費税および地方消費税を含む。）とする。

### 2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国および本市を含む地方公共団体から製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、公告の日から特定結果の通知の日までの期間内に受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立



て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 暴力団又は暴力団員の統制の下にある法人等でないこと。

(5) 秋田市測量・建設コンサルタント等登録業者で、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定により、「道路」又は「都市計画および地方計画」の部門に登録されていること。

(6) 過去に同種又は類似業務を元請けとして受託し、業務を完了した実績を有する者であること。

### 3 手続等

(1) 実施要領の交付

ア 交付期間

令和4年5月23日（月）から同年6月6日（月）まで

イ 交付方法

実施要領は、都市計画課ホームページからの入手を原則とする。

(<https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/sonota-nyusatsu-keiyaku/1034568.html>) また、希望者には都市計画課においても直接交付する（直接交付は、平日の午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時までとする。）。

(2) 参加表明書の提出

ア 提出期限

令和4年6月6日（月）午後5時

イ 提出場所

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部都市計画課

電話番号 018-888-5764

F A X 018-888-5763

E-mail ro-urim@city.akita.lg.jp

ウ 提出方法

次のいずれかの方法によること。

(7) 持参

提出期限までの日（休日を除く。）の午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時までに限り受け付ける。

(イ) 郵送

書留郵便に限る。提出期限までに必着のこととし、必ず電話により到着の確認をすること。

(ウ) 電子メール

提出期限までに必着のこととし、必ず電話により着信の確認をすること。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出期限

令和4年6月27日（月）午後5時

イ 提出場所

3(2)イに同じ。

ウ 提出方法

3(2)ウの(ア)又は(イ)の方法によるものとする。

4 審査等

(1) 参加表明書を提出した者のうちから、秋田市都市計画道路網見直し検討業務委託に関する公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査を行い、企画提案書の提出を要請する者の選定を行う。

(2) 企画提案書を提出した者のうちから、審査委員会において企画提案書およびヒアリングにより審査を行い、その結果に基づいて市長が本業務委託における受託候補者を特定する。

5 その他

(1) 企画提案書の作成、応募、ヒアリング等本プロポーザルに要する費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出された書類等は、返却しない。

(3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用し

ない。

- (4) 提出された書類等は、審査および説明の目的にその写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) 提出された書類等は、公平性、透明性および客観性を期すため、公表することがある。
- (6) 前号により公表する場合、提案書の写しを作成し使用することができるものとする。
- (7) 企画提案書および見積書の受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。
- (8) 参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの本市の了解を得なければならない。

## 秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第58条第1項の規定による秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理審議会の委員の選挙期日を令和4年8月28日と定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定により、公告する。

なお、この選挙について同令第20条の規定により作成する選挙人名簿を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年5月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧期間 令和4年7月12日から同月25日まで
- 2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 3 縦覧場所 秋田市手形字山崎44番地3  
秋田駅東地区土地区画整理工事事務所

## 秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和4年度第2号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和4年5月25日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

あきた芸術劇場条例（令和元年秋田市条例第47号）第5条第2項の規定により、次のとおりあきた芸術劇場の利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

承認したあきた芸術劇場の利用料金は、令和4年6月1日から適用する。

令和4年5月31日

秋田市長 穂 積 志

1 あきた芸術劇場条例第2条第1項各号に掲げる施設の利用料金

(1) ホール

ア 客席を利用する場合

区分			利用料金の額 (円)							
			午前9時 前の時間 1時間に つき	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 10時まで	午後10時 後の時間 1時間に つき
大 舞 ホ 台   お 合 ル よ び 全 入 客 場 席 料 を を 利 徴 用 収 す す	入場料を徴 収しない場	平日	18,700 (7,947)	39,000 (16,575)	51,900 (22,057)	62,300 (26,477)	90,900 (38,632)	114,200 (48,535)	153,000 (65,025)	18,700 (7,947)
		土曜日、 日曜日お よび休日	22,500 (9,562)	46,700 (19,847)	62,300 (26,477)	74,700 (31,747)	109,000 (46,325)	137,000 (58,225)	183,600 (78,030)	22,500 (9,562)
	入場料1 人当たり の最高額 が1,000 円以下の 場合	平日	22,500 (9,562)	46,700 (19,847)	62,300 (26,477)	74,700 (31,747)	109,000 (46,325)	137,000 (58,225)	183,600 (78,030)	22,500 (9,562)
		土曜日、 日曜日お よび休日	27,000 (11,475)	56,100 (23,842)	74,800 (31,790)	89,700 (38,122)	130,800 (55,590)	164,400 (69,870)	220,400 (93,670)	27,000 (11,475)
入場料1	平日	30,000	62,400	83,100	99,700	145,500	182,800	244,800	30,000	

るる 場場 合合	人当たり		(12,750)	(26,520)	(35,317)	(42,372)	(61,837)	(77,690)	(104,040)	(12,750)
	の最高額	土曜日、	35,900	74,800	99,700	119,600	174,400	219,200	293,800	35,900
	が1,000	日曜日お	(15,257)	(31,790)	(42,372)	(50,830)	(74,120)	(93,160)	(124,865)	(15,257)
	円を超え	よひ休日								
	3,000円									
	以下の場									
	合									
	入場料1	平日	39,300	81,900	109,000	130,900	190,900	239,900	321,300	39,300
	人当たり		(16,702)	(34,807)	(46,325)	(55,632)	(81,132)	(101,957)	(136,552)	(16,702)
	の最高額	土曜日、	47,100	98,100	130,900	156,900	228,900	287,700	385,600	47,100
が3,000	日曜日お	(20,017)	(41,692)	(55,632)	(66,682)	(97,282)	(122,272)	(163,880)	(20,017)	
円を超え	よひ休日									
5,000円										
以下の場										
合										
入場料1	平日	48,600	101,400	135,000	162,000	236,400	297,000	397,800	48,600	
人当たり		(20,655)	(43,095)	(57,375)	(68,850)	(100,470)	(126,225)	(169,065)	(20,655)	
の最高額	土曜日、	58,300	121,500	162,000	194,300	283,400	356,200	477,400	58,300	
が5,000	日曜日お	(24,777)	(51,637)	(68,850)	(82,577)	(120,445)	(151,385)	(202,895)	(24,777)	
円を超え	よひ休日									
7,000円										
以下の場										
合										
入場料1	平日	58,000	120,900	160,900	193,200	281,800	354,100	474,300	58,000	
人当たり		(24,650)	(51,382)	(68,382)	(82,110)	(119,765)	(150,492)	(201,577)	(24,650)	
の最高額	土曜日、	69,500	144,800	193,200	231,600	337,900	424,700	569,200	69,500	
が7,000	日曜日お	(29,537)	(61,540)	(82,110)	(98,430)	(143,607)	(180,497)	(241,910)	(29,537)	
円を超え	よひ休日									
る場合										
舞入場料を徴	平日	15,000	31,200	41,500	49,800	72,700	91,300	122,400	15,000	
台収しない場		(6,375)	(13,260)	(17,637)	(21,165)	(30,897)	(38,802)	(52,020)	(6,375)	
お合	土曜日、	18,000	37,400	49,800	59,800	87,200	109,600	146,900	18,000	
よ	日曜日お	(7,650)	(15,895)	(21,165)	(25,415)	(37,060)	(46,580)	(62,432)	(7,650)	

び 1 階 客 料 席 を の 徴 み 収 を す 利 用 場 す 合 る 場 合	入 場 料 1 人 当 た り	平日	18,000	37,400	49,800	59,800	87,200	109,600	146,900	18,000	
			(7,650)	(15,895)	(21,165)	(25,415)	(37,060)	(46,580)	(62,432)	(7,650)	
	の 最 高 額 が 1,000 円 以 下 の よ び 休 日	土曜日、 日曜日お よび休日	平日	21,600	44,900	59,800	71,800	104,700	131,600	176,300	21,600
				(9,180)	(19,082)	(25,415)	(30,515)	(44,497)	(55,930)	(74,927)	(9,180)
	収 入 場 料 1 人 当 た り	平日	平日	24,000	50,000	66,400	79,700	116,400	146,100	195,900	24,000
				(10,200)	(21,250)	(28,220)	(33,872)	(49,470)	(62,092)	(83,257)	(10,200)
	の 最 高 額 が 1,000 円 を 超 え よ び 休 日	土曜日、 日曜日お よび休日	平日	28,800	59,900	79,700	95,700	139,600	175,400	235,100	28,800
				(12,240)	(25,457)	(33,872)	(40,672)	(59,330)	(74,545)	(99,917)	(12,240)
	3,000円 以 下 の 場 合	平日	平日	31,400	65,600	87,200	104,600	152,700	191,800	257,100	31,400
				(13,345)	(27,880)	(37,060)	(44,455)	(64,897)	(81,515)	(109,267)	(13,345)
の 最 高 額 が 3,000 円 を 超 え よ び 休 日	土曜日、 日曜日お よび休日	平日	37,700	78,600	104,600	125,600	183,200	230,200	308,500	37,700	
			(16,022)	(33,405)	(44,455)	(53,380)	(77,860)	(97,835)	(131,112)	(16,022)	
5,000円 以 下 の 場 合	平日	平日	38,900	81,200	107,900	129,500	189,100	237,400	318,300	38,900	
			(16,532)	(34,510)	(45,857)	(55,037)	(80,367)	(100,895)	(135,277)	(16,532)	
の 最 高 額 が 5,000 円 を 超 え よ び 休 日	土曜日、 日曜日お よび休日	平日	46,700	97,300	129,500	155,500	226,800	285,000	382,000	46,700	
			(19,847)	(41,352)	(55,037)	(66,087)	(96,390)	(121,125)	(162,350)	(19,847)	
7,000円 以 下 の 場 合	平日	平日	46,400	96,800	128,700	154,400	225,400	283,100	379,500	46,400	



		人当たり		(19,720)	(41,140)	(54,697)	(65,620)	(95,795)	(120,317)	(161,287)	(19,720)	
		の最高額	土曜日、	55,700	116,000	154,400	185,400	270,400	339,800	455,400	55,700	
		が7,000	日曜日お	(23,672)	(49,300)	(65,620)	(78,795)	(114,920)	(144,415)	(193,545)	(23,672)	
		円を超え	よび休日									
		る場合										
中 舞 ホ 台 お 合 よ び 全 入 客 場 席 料 を を 利 徴 用 す す る る 場 場 合 合 入 場 料 1 人 当 た り の 最 高 額 が 3,000 円 を 超 え よ び 休 日 5,000 円 以 下 の 場 合 入 場 料 1	舞 ホ 台 お 合 よ び 全 入 客 場 席 料 を を 利 徴 用 す す る る 場 場 合 合 入 場 料 1 人 当 た り の 最 高 額 が 3,000 円 を 超 え よ び 休 日 5,000 円 以 下 の 場 合 入 場 料 1	入場料を徴	平日	9,500	19,600	26,200	31,400	45,800	57,600	77,000	9,500	
		収しない場		(4,037)	(8,330)	(11,135)	(13,345)	(19,465)	(24,480)	(32,725)	(4,037)	
		お合	土曜日、	11,300	23,500	31,400	37,600	54,900	69,000	92,400	11,300	
		よび	日曜日お	(4,802)	(9,987)	(13,345)	(15,980)	(23,332)	(29,325)	(39,270)	(4,802)	
		全入	入場料1	平日	11,300	23,500	31,400	37,600	54,900	69,000	92,400	11,300
		客場	人当たり		(4,802)	(9,987)	(13,345)	(15,980)	(23,332)	(29,325)	(39,270)	(4,802)
		席料	の最高額	土曜日、	13,600	28,200	37,700	45,200	65,900	82,800	110,900	13,600
		をを	が1,000	日曜日お	(5,780)	(11,985)	(16,022)	(19,210)	(28,007)	(35,190)	(47,132)	(5,780)
		利徴	円以下の	よび休日								
		用収	場合									
		すす	入場料1	平日	15,100	31,400	42,000	50,300	73,300	92,200	123,200	15,100
		るる	人当たり		(6,417)	(13,345)	(17,850)	(21,377)	(31,152)	(39,185)	(52,360)	(6,417)
場合	の最高額	土曜日、	18,100	37,600	50,300	60,200	87,900	110,400	147,900	18,100		
場合	が1,000	日曜日お	(7,692)	(15,980)	(21,377)	(25,585)	(37,357)	(46,920)	(62,857)	(7,692)		
	円を超え	よび休日										
	3,000円											
	以下の場											
	合											
	入場料1	平日	19,800	41,200	55,100	66,000	96,200	121,000	161,700	19,800		
	人当たり		(8,415)	(17,510)	(23,417)	(28,050)	(40,885)	(51,425)	(68,722)	(8,415)		
	の最高額	土曜日、	23,700	49,400	66,000	79,000	115,300	144,900	194,100	23,700		
	が3,000	日曜日お	(10,072)	(20,995)	(28,050)	(33,575)	(49,002)	(61,582)	(82,492)	(10,072)		
	円を超え	よび休日										
	5,000円											
	以下の場											
	合											
	入場料1	平日	24,600	51,000	68,200	81,700	119,100	149,800	200,200	24,600		

	人当たり		(10,455)	(21,675)	(28,985)	(34,722)	(50,617)	(63,665)	(85,085)	(10,455)
	の最高額	土曜日、	29,400	61,100	81,700	97,800	142,800	179,400	240,300	29,400
	が5,000円を超える場合	日曜日および休日	(12,495)	(25,967)	(34,722)	(41,565)	(60,690)	(76,245)	(102,127)	(12,495)
舞台	入場料を徴収しない場合	平日	7,600	15,700	20,900	25,100	36,600	46,000	61,600	7,600
お合			(3,230)	(6,672)	(8,882)	(10,667)	(15,555)	(19,550)	(26,180)	(3,230)
よび		土曜日、	9,100	18,900	25,100	30,200	44,000	55,300	74,000	9,100
1		日曜日および休日	(3,867)	(8,032)	(10,667)	(12,835)	(18,700)	(23,502)	(31,450)	(3,867)
階	入場料1人当たり	平日	9,100	18,900	25,100	30,200	44,000	55,300	74,000	9,100
客料			(3,867)	(8,032)	(10,667)	(12,835)	(18,700)	(23,502)	(31,450)	(3,867)
席を	の最高額	土曜日、	10,900	22,700	30,200	36,300	52,800	66,400	88,800	10,900
を徴	が1,000円以下の	日曜日および休日	(4,632)	(9,647)	(12,835)	(15,427)	(22,440)	(28,220)	(37,740)	(4,632)
利収	を徴収する場合									
用す	入場料1人当たり	平日	12,100	25,200	33,500	40,200	58,600	73,600	98,600	12,100
する			(5,142)	(10,710)	(14,237)	(17,085)	(24,905)	(31,280)	(41,905)	(5,142)
る場	の最高額	土曜日、	14,600	30,300	40,200	48,400	70,400	88,500	118,400	14,600
場合	が1,000円を超える	日曜日および休日	(6,205)	(12,877)	(17,085)	(20,570)	(29,920)	(37,612)	(50,320)	(6,205)
合	3,000円以下の場合									
	入場料1人当たり	平日	15,900	33,000	43,900	52,800	76,900	96,600	129,400	15,900
			(6,757)	(14,025)	(18,657)	(22,440)	(32,682)	(41,055)	(54,995)	(6,757)
	の最高額	土曜日、	19,100	39,700	52,800	63,500	92,400	116,200	155,400	19,100
	が3,000円を超える	日曜日および休日	(8,117)	(16,872)	(22,440)	(26,987)	(39,270)	(49,385)	(66,045)	(8,117)
	5,000円以下の場合									

	入場料1 人当たり の最高額 が5,000 円を超え る場合	平日	19,600 (8,330)	40,900 (17,382)	54,400 (23,120)	65,300 (27,752)	95,200 (40,460)	119,600 (50,830)	160,200 (68,085)	19,600 (8,330)
		土曜日、 日曜日お よび休日	23,600 (10,030)	49,200 (20,910)	65,300 (27,752)	78,600 (33,405)	114,400 (48,620)	143,800 (61,115)	192,400 (81,770)	23,600 (10,030)
小ホール A	入場料を徴 収しない場 合	平日	3,600 (1,530)	7,400 (3,145)	9,900 (4,207)	11,800 (5,015)	17,300 (7,352)	21,700 (9,222)	29,000 (12,325)	3,600 (1,530)
		土曜日、 日曜日お よび休日	4,300 (1,827)	8,900 (3,782)	11,800 (5,015)	14,200 (6,035)	20,700 (8,797)	26,000 (11,050)	34,800 (14,790)	4,300 (1,827)
	入場料を徴 収する場合	平日	5,400 (2,295)	11,100 (4,717)	14,900 (6,332)	17,700 (7,522)	26,000 (11,050)	32,600 (13,855)	43,500 (18,487)	5,400 (2,295)
		土曜日、 日曜日お よび休日	6,400 (2,720)	13,400 (5,695)	17,700 (7,522)	21,300 (9,052)	31,100 (13,217)	39,000 (16,575)	52,200 (22,185)	6,400 (2,720)
小ホール B	入場料を徴 収しない場 合	平日	3,000 (1,275)	6,200 (2,635)	8,200 (3,485)	9,800 (4,165)	14,400 (6,120)	18,000 (7,650)	24,000 (10,200)	3,000 (1,275)
		土曜日、 日曜日お よび休日	3,600 (1,530)	7,400 (3,145)	9,800 (4,165)	11,800 (5,015)	17,200 (7,310)	21,600 (9,180)	28,800 (12,240)	3,600 (1,530)
	入場料を徴 収する場合	平日	4,500 (1,912)	9,300 (3,952)	12,300 (5,227)	14,700 (6,247)	21,600 (9,180)	27,000 (11,475)	36,000 (15,300)	4,500 (1,912)
		土曜日、 日曜日お よび休日	5,400 (2,295)	11,100 (4,717)	14,700 (6,247)	17,700 (7,522)	25,800 (10,965)	32,400 (13,770)	43,200 (18,360)	5,400 (2,295)

## 備考

- この表の利用料金の額（円）の欄に定める上段の利用料金の額は利用料金の額の総額（あきた芸術劇場条例（昭和39年秋田県条例第3号。以下「県条例」という。）第13条第2項の規定により承認された利用料金の額に、下段の括弧内の利用料金の額を加えて得た額

をいう。以下同じ。)とし、下段の括弧内の利用料金の額はこの条例の規定により定められた利用料金の額(以下「市条例利用料金額」という。)とする。

2 午前9時前の利用時間もしくは午後10時後の利用時間が1時間未満であるとき又はこれらの利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は端数を1時間として計算する。

3 この表において「入場料」とは、利用者が、いずれの名義であるかを問わず、ホールの入場者から徴収するその入場の対価をいう。

4 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。

イ 客席を利用しない場合

区分		利用料金の額(円)					
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
大 ホ ル	平日	23,400 (9,945)	31,200 (13,260)	37,400 (15,895)	54,600 (23,205)	68,600 (29,155)	91,800 (39,015)
	土曜日、日曜日および休日	28,100 (11,942)	37,400 (15,895)	44,900 (19,082)	65,400 (27,795)	82,200 (34,935)	110,200 (46,835)
中 ホ ル	平日	11,800 (5,015)	15,800 (6,715)	18,900 (8,032)	27,500 (11,687)	34,600 (14,705)	46,200 (19,635)
	土曜日、日曜日および休日	14,100 (5,992)	18,900 (8,032)	22,600 (9,605)	33,000 (14,025)	41,400 (17,595)	55,500 (23,587)

備考

1 この表の利用料金の額（円）の欄に定める上段の利用料金の額は利用料金の額の総額とし、下段の括弧内の利用料金の額は市条例利用料金額とする。

2 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。

(2) 研修室、創作室および楽屋

区分	利用料金の額（円）						
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後9時から午後11時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
研修室（1室につき）	690 (293)	920 (391)	810 (344)	540 (229)	1,610 (684)	1,730 (735)	2,420 (1,028)
創作室A	840 (357)	1,120 (476)	1,020 (433)	680 (289)	1,960 (833)	2,140 (909)	2,980 (1,266)
創作室B	810 (344)	1,080 (459)	960 (408)	640 (272)	1,890 (803)	2,040 (867)	2,850 (1,211)
創作室C	720 (306)	960 (408)	870 (369)	580 (246)	1,680 (714)	1,830 (777)	2,550 (1,083)
創作室（和室）A	540 (229)	720 (306)	630 (267)	420 (178)	1,260 (535)	1,350 (573)	1,890 (803)
創作室（和室）B	360 (153)	480 (204)	450 (191)	300 (127)	840 (357)	930 (395)	1,290 (548)
大ホール楽屋A	930 (395)	1,240 (527)	1,110 (471)	740 (314)	2,170 (922)	2,350 (998)	3,280 (1,394)
大ホール楽屋B	900 (382)	1,200 (510)	1,080 (459)	720 (306)	2,100 (892)	2,280 (969)	3,180 (1,351)
大ホール楽屋C	630	840	750	500	1,470	1,590	2,220

	(267)	(357)	(318)	(212)	(624)	(675)	(943)
大ホール楽屋D	570 (242)	760 (323)	660 (280)	440 (187)	1,330 (565)	1,420 (603)	1,990 (845)
大ホール楽屋E	540 (229)	720 (306)	630 (267)	420 (178)	1,260 (535)	1,350 (573)	1,890 (803)
大ホール楽屋F	510 (216)	680 (289)	600 (255)	400 (170)	1,190 (505)	1,280 (544)	1,790 (760)
中ホール楽屋A	1,620 (688)	2,160 (918)	1,950 (828)	1,300 (552)	3,780 (1,606)	4,110 (1,746)	5,730 (2,435)
中ホール楽屋B	780 (331)	1,040 (442)	930 (395)	620 (263)	1,820 (773)	1,970 (837)	2,750 (1,168)
中ホール楽屋C	750 (318)	1,000 (425)	900 (382)	600 (255)	1,750 (743)	1,900 (807)	2,650 (1,126)
中ホール楽屋D	720 (306)	960 (408)	870 (369)	580 (246)	1,680 (714)	1,830 (777)	2,550 (1,083)
中ホール楽屋E	570 (242)	760 (323)	660 (280)	440 (187)	1,330 (565)	1,420 (603)	1,990 (845)
中ホール楽屋F	540 (229)	720 (306)	630 (267)	420 (178)	1,260 (535)	1,350 (573)	1,890 (803)

#### 備考

- この表の利用料金の額（円）の欄に定める上段の利用料金の額は利用料金の額の総額とし、下段の括弧内の利用料金の額は市条例利用料金額とする。
- この表の規定にかかわらず、大ホール又は中ホールを利用する者が併せて大ホール楽屋又は中ホール楽屋を利用するときは、大ホール楽屋又は中ホール楽屋に係る利用料金は、收受しない。

#### (3) 練習室

区分	利用料金の額（円）	
	午前9時から午後6時まで	午後6時から午後11時まで

	1 時間につき	1 時間につき
練習室 A	960 (408)	1,160 (493)
練習室 B	920 (391)	1,110 (471)
練習室 C	880 (374)	1,060 (450)
練習室 D	740 (314)	890 (378)
練習室 E	660 (280)	800 (340)
練習室 F	540 (229)	650 (276)
練習室 G	360 (153)	440 (187)
練習室 H	340 (144)	410 (174)

#### 備考

1 この表の利用料金の額（円）の欄に定める上段の利用料金の額は利用料金の額の総額とし、下段の括弧内の利用料金の額は市条例利用料金額とする。

2 利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は端数を1時間として計算する。

## 2 設備の利用料金

### (1) ホール

区分	利用料金の額（1時間につき）	
	利用の単位	金額 (円)

大ホール	舞台 設備	音響反射板	一式	1,100 (467)	
		オーケストラピット	1基	1,100 (467)	
		所作台（花道用所作台および開帳場を含む。）	一式	1,600 (680)	
		舞台幕	1枚	240 (102)	
		バレエ用シート	一式	300 (127)	
	照明 設備	ボーダーライト	1列	390 (165)	
		アッパーホリゾントライト	1列	370 (157)	
		ロアーホリゾントライト	1列	370 (157)	
		クセノンピンスポットライト	1台	550 (233)	
	音響 設備	拡声装置	一式	1,300 (552)	
		効果系拡声装置	一式	460 (195)	
		三点つりマイク装置	一式	260 (110)	
	中ホール	舞台 設備	舞台せり上げ装置	1基	390 (165)
			移動式音響反射板	1台	40 (17)
所作台（花道用所作台および開帳場を含む。）			一式	1,270 (539)	



		舞台幕	1 枚	150 (63)
		バレエ用シート	一式	200 (85)
照明 設備		ボーダーライト	1 列	330 (140)
		アッパーホリゾントライト	1 列	300 (127)
		ロアーホリゾントライト	1 列	300 (127)
		クセノンピンスポットライト	1 台	420 (178)
音響 設備		拡声装置	一式	780 (331)
		効果系拡声装置	一式	370 (157)
小ホー ル A	音響 設備	拡声装置	一式	260 (110)
小ホー ル B	音響 設備	拡声装置	一式	320 (136)
大ホー ル・中 ホール 共通	舞台 設備	と 鳥屋囲	1 組	360 (153)
		仮設花道	1 組	150 (63)
		松羽目	1 枚	370 (157)
		金びょうぶ・銀びょうぶ・鳥の子 びょうぶ	1 双	370 (157)
		演台（花台および脇台を含む。）	一式	240

			(102)
	司会者用演台	1 台	80 (34)
	平台	1 台	30 (12)
	箱足	1 個	10 (4)
	開き足	1 脚	10 (4)
	高座用座布団	1 枚	40 (17)
	長座布団	1 枚	20 (8)
	毛せん	1 枚	30 (12)
	上敷	1 枚	20 (8)
照明 設備	移動型調光卓	1 台	670 (284)
	ミラーボール	1 台	250 (106)
	星球	一式	200 (85)
	照明用効果器	1 台	150 (63)
	フットライト	1 台	100 (42)
	ハロゲンスポットライト A	1 台	70 (29)
	ハロゲンスポットライト B	1 台	60

			(25)	
音響 設備	移動型音響調整卓	1 台	880 (374)	
	移動型拡声装置 A	一式	870 (369)	
	移動型拡声装置 B	一式	480 (204)	
	ソリッドステート・コンパクトディスクレコーダー	1 台	70 (29)	
	カセットテープレコーダー	1 台	40 (17)	
	コンパクトディスクプレーヤー	1 台	40 (17)	
	映像 設備	プロジェクター	1 台	1,900 (807)
ブルーレイディスクプレーヤー		1 台	40 (17)	
小ホー ル共通	舞台 設備	舞台幕	1 枚	100 (42)
		ポータブルステージ	1 台	40 (17)
		仮設ステージ	1 台	30 (12)
	音響 設備	移動型拡声装置	1 組	120 (51)
	映像 設備	プロジェクター	1 台	700 (297)
大ホー ル・中 ホール	舞台 設備	演台	1 台	100 (42)
		指揮台	1 台	80

・小ホール共通			(34)
		指揮者用譜面台	1台 80 (34)
		演奏者用いす	1脚 20 (8)
		譜面台	1台 20 (8)
照明設備		フォロースポットライト	1台 130 (55)
		LEDスポットライトA	1台 100 (42)
		LEDスポットライトB	1台 80 (34)
		ライト用スタンド	1台 40 (17)
音響設備		移動型跳ね返りスピーカー	1台 60 (25)
		コンデンサーマイクA	1本 110 (46)
		コンデンサーマイクB	1本 70 (29)
		コンデンサーマイクC	1本 60 (25)
		コンデンサーマイクD	1本 30 (12)
		ワイヤレスマイク	1本 60 (25)
		ダイナミックマイクA	1本 30 (12)
		ダイナミックマイクB	1本 10

			(4)
	卓上型マイク（マイク用スタンドを含む。）	一式	20 (8)
	マイク用スタンド	1本	10 (4)
	バウンダリーマイク	1台	30 (12)
	ダイレクトボックス	1個	20 (8)
楽器	グランドピアノ A	1台	3,000 (1,275)
	グランドピアノ B	1台	2,000 (850)
	グランドピアノ C	1台	800 (340)
その他	展示パネル A	1枚	30 (12)
	展示パネル B	1枚	10 (4)
	展示台 A	1台	20 (8)
	展示台 B	1台	10 (4)
	持込み器具に係る電力設備	持込み器具の 定格消費電力 の合計 1 キロ ワットにつき	60 (25)

備考

- 1 この表の利用料金の額（1時間につき）の欄に定める上段の利用

料金の額は利用料金の額の総額とし、下段の括弧内の利用料金の額は市条例利用料金額とする。

2 設備の利用時間は、当該設備に係る施設の利用に係る前号(1)ア又はイの規定による利用時間と同一の時間とする。

(2) 研修室、創作室および楽屋

区分			利用料金の額（1時間につき）	
			利用の単位	金額 （円）
大ホール 楽屋C	楽器	グランドピアノ	1台	700 (297)
研修室・ 創作室共 通	音響設備	簡易拡声装置（マイク 2本を含む。）	一式	100 (42)
	映像設備	プロジェクター（スク リーンを含む。）	一式	70 (29)
	その他	展示パネルA	1枚	30 (12)
		展示パネルB	1枚	10 (4)
		展示台A	1台	20 (8)
展示台B		1台	10 (4)	
研修室・ 創作室・ 楽屋共通	その他	持込み器具に係る電力 設備	持込み器具の定格 消費電力の合計1 キロワットにつき	60 (25)

備考

1 この表の利用料金の額（1時間につき）の欄に定める上段の利用料金の額は利用料金の額の総額とし、下段の括弧内の利用料金の額は

は市条例利用料金額とする。

2 設備の利用時間は、当該設備に係る施設の利用に係る前号(1)の規定による利用時間と同一の時間とする。

3 この表の規定にかかわらず、大ホールを利用する者が併せて大ホール楽屋Cを利用するときは、大ホール楽屋Cのグランドピアノに係る利用料金は、收受しない。

(3) 練習室

区分			利用料金の額（1時間につき）	
			利用の単位	金額 (円)
練習室H	楽器	アップライトピアノ	1台	400 (170)
練習室A・B 共通	楽器	アップライトピアノ	1台	300 (127)
練習室C・F ・G・H共通	楽器	ドラムセット	一式	180 (76)
練習室共通	舞台 設備	譜面台	1台	10 (4)
	音響 設備	拡声装置	一式	180 (76)
		ベースアンプ	一式	150 (63)
		ギターアンプA	一式	110 (46)
		ギターアンプB	一式	70 (29)
		キーボードアンプ	一式	40 (17)

		ダイナミックマイク	1本	10 (4)
		マイク用スタンド	1本	10 (4)
	楽器	デジタルピアノ	1台	150 (63)
	その他	持込み器具に係る電力設備	持込み器具の定格消費電力の合計1キロワットにつき	60 (25)

備考

- この表の利用料金の額（1時間につき）の欄に定める上段の利用料金の額は利用料金の額の総額とし、下段の括弧内の利用料金の額は市条例利用料金額とする。
- 設備の利用時間は、当該設備に係る施設の利用に係る前号(3)の規定による利用時間と同一の時間とする。
- あきた芸術劇場条例第2条第2項の規定による許可に係る劇場の施設の利用料金

区分	単位	利用料金の額
建物の利用に係るもの	1平方メートルにつき1日	200円 (85円)

備考

- この表の利用料金の額の欄に定める上段の利用料金の額は利用料金の額の総額とし、下段の括弧内の利用料金の額は市条例利用料金額とする。
- 利用面積が1平方メートル未満であるとき又は利用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該利用面積又は端数を1平方メートルとして計算する。
- 利用の許可を受けた施設において前号の設備を利用する者から、



この表の規定による利用料金のほかに、当該設備に係る同号の規定による利用料金を収受するものとする。この場合において、同号(1)の表の備考の2、(2)の表の備考の2および3ならびに(3)の表の備考の2規定は、適用しない。

#### 4 駐車料金

区分	単位	利用料金の額
駐車時間が1時間以内の場合	1台につき	200円 (85円)
駐車時間が1時間を超える場合	1台につき	200円に、駐車時間のうち1時間を超えた部分について1時間までごとに100円を加えた額 (85円に、駐車時間のうち1時間を超えた部分について1時間までごとに42円を加えた額)

備考 この表の利用料金の額の欄に定める上段の利用料金の額は利用料金の額の総額とし、下段の括弧内の利用料金の額は市条例利用料金額とする。

## 秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

令和4年5月13日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

### 賦課対象区域

手形字十七流、手形字西谷地、飯島字飯島水尻、飯島字大袋、将軍野桂町、将軍野東二丁目、土崎港西五丁目、飯島緑丘町、外旭川字大谷地、外旭川字野村、八橋田五郎一丁目、桜三丁目、手形字西谷地、横森五丁目、仁井田字大野、下浜長浜字兜森、下浜長浜字藤木台、下浜長浜字荒郷屋、下浜長浜字観音道脇、下浜長浜字長坂、太平寺庭字寺庭、河辺和田字和田、河辺和田字下夕川原、河辺諸井字大部、河辺和田字上石川および河辺和田字下石川（別添図面（省略）に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）

## 秋田市上下水道局公告

秋田市公共下水道事業分担金徴収条例（平成5年秋田市条例第15号）第4条の規定に基づき、受益者分担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

令和4年5月13日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

### 賦課対象区域

太平八田字堂ノ前（別添図面（省略）に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）